

内閣参質二〇〇第九三号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員紙智子君提出内閣官房副長官補室が新たに入手した「慰安婦」関係文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員紙智子君提出内閣官房副長官補室が新たに入手した「慰安婦」関係文書に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二〇一七年度と二〇一八年度に入手した「慰安婦」関係文書」については、外務省及び国立国会図書館から、いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料として、内閣官房に対して提出されたものである。

また、当該文書は内閣官房に保存されており、当該文書に係る行政文書ファイルの名称は、「いわゆる従軍慰安婦に関する調査十四（平成二十九年度分）」及び「いわゆる従軍慰安婦に関する調査十五（平成三十年分）」である。

二及び三について

御指摘の「二〇一七年度に内閣官房副長官補室が入手した「慰安婦」関係文書」及び「二〇一八年度に内閣官房副長官補室が入手した「慰安婦」関係文書」において、御指摘のような記述がされている。ただし、御指摘の記述と必ずしも完全に一致するものではない。